

タイトル	「義時の里サテライト展示（パネル貸出し）」について
担当課	教育部 文化財課 担当：岩本 (電話：055-948-1428 内線：2571)

1 開催の目的

市内の観光施設等を対象に北条義時に関する文化財のパネルを貸出し、義時の里サテライト展示とします。

2022年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の主人公である北条義時は、伊豆の国で生まれ育ちました。市内には、義時や北条家ゆかりの寺社や史跡などの文化財が点在しており、大河ドラマを契機として多くの来訪者が見込まれます。

伊豆の国市を訪れる観光客に義時関連文化財の存在を知り、伊豆の国市の魅力を再発見していただくきっかけとして、文化財展示「義時の里」を大河ドラマ館に併設しているところですが、市内のさらなる大河ドラマの気運醸成、にぎわい創出をねらいとして、義時の里サテライト展示（パネル貸出し）を開催します。

2 開催要領

- (1) 対象 伊豆の国市内の観光施設等
- (2) 貸出し期間 令和4年3月18日（金）～令和5年1月31日（火）
- (3) 貸出すもの
 - ア 市内の義時・北条家ゆかりの寺社・史跡等の写真パネル
(B1サイズ、アルミフレーム入り。写真タイトル入りミニパネル付属)
 - イ 写真パネル掲示用イーゼル
- (4) 利用料 無料
- (5) 申込み 別添書式により申し込み
- (6) 問合せ：文化財課 電話：055-948-1428

3 貸出しの流れ

- (1) 申込書による申込み（伊豆の国市文化財課宛メールまたはファックス）
- (2) 申込書審査（1週間程度）
- (3) 写真パネルの貸出し（伊豆の国市文化財課にて受け渡し）
- (4) 展示（申込者が行う）
- (5) 写真パネルの返却（伊豆の国市文化財課にて受け渡し。返納書添付）

4 その他 写真パネルの枚数には限りがあり、希望に沿えない場合がある。

義時の里サテライト展示（パネル貸出し）について

(大河ドラマ推進協議会歴史探究部会[文化財課])

1 概要

2022年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の主人公である北条義時は、伊豆の国で生まれ育ちました。市内には、義時や北条家ゆかりの寺社や史跡などの文化財が点在しており、大河ドラマを契機として多くの来訪者が見込まれます。

伊豆の国市を訪れる観光客に義時関連文化財の存在を知り、伊豆の国市の魅力を再発見していただくきっかけとして、文化財展示「義時の里」を大河ドラマ館に併設しているところですが、市内のさらなる大河ドラマの気運醸成、にぎわい創出をねらいとして、義時の里サテライト展示（パネル貸出し）を開催します。市内の観光施設等を対象に北条義時に関連する文化財のパネルを貸出し、義時の里サテライト展示とします。

2 貸出しについて

（1）貸出すもの

- ア 市内の義時・北条家ゆかりの寺社・史跡等の写真パネル
(B1サイズ、アルミフレーム入り。写真タイトル入りミニパネル付属)
- イ 写真パネル掲示用イーゼル

（2）対象

伊豆の国市内の観光施設等

（3）貸出し期間

令和4年3月18日（金）～令和5年1月31日（火）

（4）貸出しの流れ

- ア 申込書による申込み（伊豆の国市文化財課宛メールまたはファックス）
- イ 申込書審査（1週間程度）
- ウ 写真パネルの貸出し（伊豆の国市文化財課にて受け渡し）
- エ 展示
- オ 写真パネルの返却（伊豆の国市文化財課にて受け渡し。返納書添付）

（5）留意点等

- ア 写真パネルの汚損、紛失等には十分御留意ください。
- イ 貸出しに係る写真パネルの運搬、設営等は申込者様の御負担でお願いします。
- ウ 数に限りがあるため、御希望にそえない場合がございます。予め御了承ください。

写真パネルサンプル



展示イメージ



年　月　日

大河ドラマ推進協議会長 様

申込者住所 法人所在地
氏名 法人名称及び代表者氏名 印

写真パネル借用申込書

下記のとおり申込みます。汚損、紛失に留意して使用します。

記

1 借用資料 希望するものに○の上、イーゼルの要・不要にも○

希望	パネル名称	イーゼル	希望	パネル名称	イーゼル
	守山頂上から江間地区をのぞむ	要・不要		願成就院国宝仏像群	要・不要
	蛭ヶ島頼朝政子像	要・不要		眞珠院	要・不要
	史跡北条氏邸跡（円成寺跡）	要・不要		北條寺	要・不要
	香山寺山木兼隆供養塔	要・不要		北条義時夫妻の墓	要・不要

2 借用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

3 借受者情報 住 所 伊豆の国市

施設名

電話番号

管理責任者（職・氏名）

返却確認欄

（甲）申込法人名称及び代表者氏名 様

甲立会人	乙立会人

上記資料の返却を確認しました。

令和 年 月 日

（乙）大河ドラマ推進協議会長

※返却の際は、この用紙に甲乙双方の立会者が捺印の上、甲に返却する。